

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成29年8月23日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700014号  
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1700004号

## 第1 結論

昭和56年11月から昭和61年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年11月から昭和61年5月まで  
請求期間について、兄が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずなのに、年金記録では、国民年金の加入記録及び保険料納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について、自身で行ったことはなく、請求者の兄が行っていたと思うとしているが、請求者の兄は、請求者の国民年金に係る加入手続及び保険料納付について記憶しておらず、当時の資料もない旨の陳述をしていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、請求期間は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以前の期間であり、国民年金保険料を納付するためには国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索において、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、オンライン記録によると、請求者が国民年金の被保険者資格を初めて取得した日は、基礎年金番号制度導入後の平成23年9月17日であることから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、請求者の兄は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと判断できる。

さらに、紙台帳検索システムにおいて、請求者の国民年金被保険者名簿は確認できない上、戸籍の附票により、請求者が請求期間に住所を定めていたことが確認できるA市及びB市は、いずれも請求者の国民年金の加入及び国民年金保険料の納付に関する当時の資料はないと回答している。

加えて、請求者及び請求者の兄が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。